

議案第 83 号

議決第 号

始良市行政組織の再編等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

始良市行政組織の再編等に伴う関係条例の整備に関する条例を制定したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市行政組織の再編等に伴う関係条例の整備に関する条例

（始良市部設置条例の一部改正）

第1条 始良市部設置条例（平成22年始良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「部」を「市長公室及び部（以下「各部」という。）」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 福祉部

第2条中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 市長公室

（始良市男女共同参画推進条例の一部改正）

第2条 始良市男女共同参画推進条例（平成22年始良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第20条中「男女共同参画課」を「企画政策課」に改める。

（始良市交通安全対策会議条例の一部改正）

第3条 始良市交通安全対策会議条例（平成22年始良市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条中「男女共同参画課」を「危機管理課」に改める。

（始良市安全・安心まちづくり条例の一部改正）

第4条 始良市安全・安心まちづくり条例（平成22年始良市条例第24号）の一部

を次のように改正する。

第12条中「男女共同参画課」を「危機管理課」に改める。

(始良市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第5条 始良市特別職報酬等審議会条例（平成22年始良市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総務課」を「人事課」に改める。

(始良市職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正)

第6条 始良市職員の特種勤務手当に関する条例（平成22年始良市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「社会福祉課」を「生活福祉課」に改める。

(始良市健康づくり審議会条例の一部改正)

第7条 始良市健康づくり審議会条例（平成22年始良市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第7条中「健康増進課」を「健康保険課」に改める。

(始良市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

第8条 始良市予防接種健康被害調査委員会条例（平成22年始良市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第7条中「健康増進課」を「健康保険課」に改める。

(始良市公民館条例の一部改正)

第9条 始良市公民館条例（平成22年始良市条例第201号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号を次のように改める。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (2) 12月29日から翌年1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）
- 別表第1中加治木公民館の項を削る。

(始良市議会委員会条例の一部改正)

第10条 始良市議会委員会条例（平成22年始良市条例第229号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ア中「議会事務局」の次に「、市長公室」を加え、同項第2号中「保健福祉部」を「福祉部」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

2 市長は、施行日前においても、この条例の施行に関し必要な準備行為を行うことができる。